定　　款

一般社団法人ＩｇＡ腎症研究会

定　　款

第１章　総　　則

（名称）

第　１　条当会は、一般社団法人ＩｇＡ腎症研究会と称し、英文では、The Study Group on IgA Nephropathy と表示する。

（目的及び事業）

第　２　条　当会は、会員相互の学術交流によりＩｇＡ腎症に関連する会員の学問的水準の向上を図り、学術の発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

１．学術集会「ＩｇＡ腎症研究会」の開催

２．関連する内外の学術団体との交流

３．ＩｇＡ腎症に関する研究の推進及びそれに資するための助成金の支給

４．その他、当会の目的を達成するために必要な事業

（主たる事務所）

第　３　条　当会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

（公告）

第　４　条　当会の公告は、官報に掲載してする。

第２章　会員及び運営幹事

（法人の構成員）

第　５　条　当会に、次の会員を置く。

（１）正 会 員　当会の目的に賛同して入会した個人

（２）名誉会員　当会に対し功労のあった者、またはＩｇＡ腎症に関する研究で功績のあった者の内から、運営幹事会が推薦し、総会の議決をもって承認された者

（３）賛助会員　当会の目的に賛同し、当会の事業を援助する個人または団体

２　正会員の中から総会の決議をもって運営幹事１０名乃至２０名を選任し、運営幹事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

（入会）

第 6 条当会の会員になろうとする者は、ＩｇＡ腎症研究会ＷＥＢサイトまたは、所定の入会申込書により申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2　正会員及び名誉会員は、ＩｇＡ腎症に関わる医療関係者または研究者でなければならない。

3　第１項に関わらず、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（会費）

第 7 条　会員は、理事の過半数の決定によって定める会費規程（以下「会費規程」という）に従い、会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 8 条　会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき

（2）会費を２年以上滞納したとき

（3）運営幹事会において本会の会員として不適であると決議されたとき

（退会）

第 9 条　会員は、いつでも退会することができる。

（運営幹事の資格喪失）

第１０条　運営幹事は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）会員たる資格を喪失したとき

（2）運営幹事本人により運営幹事を辞する旨の申出があったとき

（会員名簿）

第１１条　当会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第３章　運営幹事会

（運営幹事会）

第１２条　当会は、毎事業年度の終了後３か月以内に定時運営幹事会を開催し、必要に応じて臨時運営幹事会を開催する。

2　運営幹事会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3　運営幹事会は、運営幹事をもって構成する。

（運営幹事会の招集）

第１３条　運営幹事会は、会長が招集する。

２　会長は、運営幹事の総数の５分の１以上の者から運営幹事会の招集を請求された場合、臨時運営幹事会を招集しなければならない。

３　運営幹事会の招集通知は、会日より１週間前までに、各運営幹事に対して発する。

（運営幹事会の決議）

第１４条　運営幹事会の決議は、定款または法令に別段の定めがある場合を除き、総運営幹事の議決権の過半数を有する運営幹事が出席し、出席した当該運営幹事の議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状による出席を妨げない。

２　各運営幹事は、各１個の議決権を有する。

（運営幹事会の議長）

第１５条　運営幹事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該運営幹事会で議長を選出する。

（運営幹事会の議事録）

第１６条　運営幹事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、運営幹事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　総会

（総会）

第１７条　当会は、年１回行われる学術集会開催時に総会を開催する。

２　総会は、全ての会員をもって構成する。

（招集）

第１８条　総会は、会長が招集する。

（議長）

第１９条　総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

（決議事項）

第２０条　総会は、次に掲げる事項を決議する。

（１）　新年度の活動計画及び収支予算についての事項

（２）　前年度の活動計画及び収支予算についての事項

（３）　運営幹事の選出

（４）　名誉会員の入会の承認

（５）　前各号の他、当会の業務に関する重要事項で、運営幹事会において必要と認めた事項

（決議の方法）

第２１条　総会の決議は、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第５章　学術集会

（学術集会の開催）

第２２条　当会は、原則として毎年１回、１月１日から２月末日までの間に学術集会を開催する。

（学術集会の共催）

第２３条　学術集会は、他団体と共催することができる。

（学術集会の参加者、発表者）

第２４条　学術集会の参加者は、会員、非会員を問わない。ただし公募演題の発表者は、正会員または名誉会員に限る。

（学術集会の参加費）

第２５条　学術集会の参加費は、会費規程によって定める。

第６章　役　　員

（役　員）

第２６条　当会に、次の役員を置く。

（1）会　　長　１名

（2）理　　事　１名以上

２　会長は、一般法人法上の代表理事とする。

（選任等）

第２７条　理事は、運営幹事会の決議によって選任する。

２　会長は、運営幹事会の決議によって、理事の中から選定する。

（理事、会長の業務）

第２８条　理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

２　会長は、当会を代表し、その業務を統括する。

３　会長に事故があるとき、または欠けたときは、予め会長が指名した順位により、他の理事がその職務を代行する。

４　理事（会長を除く）は、会長を補佐し、運営幹事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会が議決した事項を処理する。

（役員の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　増員として選任された理事の任期は，選任時に在任する他の理事の任期と同一とする。

４　理事は、定員を欠くに至った場合には、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

５　運営幹事の任期は、選任後の翌々年度の総会の終結の時までとする。

（役員の報酬等）

第３０条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、運営幹事会の決議をもって定める。

第７章　基　　金

（基金の拠出）

第３１条　当会は、会員または第三者に対し、一般法人法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集）

第３２条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、運営幹事会が決議するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第３３条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第３４条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について運営幹事会における決議を経た後、会長が決定したところに従って行う。

第８章　計　　算

（事業年度）

第３５条　当会の事業年度は、毎年１１月１日から翌年１０月３１日までの年１期とする。

（剰余金の不分配）

第３６条　当会は、剰余金の分配を行わない。

第９章　解散及び清算等

（解散）

第３７条　当会は、運営幹事の総数の２分の１以上であって運営幹事の総議決権の４分の３以上の同意により解散する。

（残余財産の帰属）

第３８条　解散に伴い債務を完済した後に当会に残余財産があるときは、運営幹事会の決議によって帰属先を定める。

第１０章　附　　則

（最初の事業年度）

第３９条　当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和２年１０月３１日までとする。

（設立時の運営幹事の氏名及び住所）

第４０条　第５条第２項に関わらず、設立時から最初の総会までの運営幹事の定数は、３名とし、次の３名を設立時運営幹事（設立時社員）とする。

[redacted]

鈴木祐介

[redacted]

川村哲也

[redacted]

横尾隆

（法令の準拠）

第４１条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。